

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び名称

東京都中央区晴海一丁目8番8号

東洋埠頭株式会社

(法人番号 : 7010001034865)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

東洋埠頭株式会社博多支店須崎ふ頭西2号・3号

福岡県福岡市中央区那の津五丁目16、17、4番7号

3 更新した期間

自 令和8年7月1日

至 令和14年6月30日

令和8年6月5日

門司税関長 弓削 州司